

※この評議員選任・解任委員会運営規則は、厚生労働省が示した定款例等をもとに現時点での状況でモデルとして作成したものです。各法人の実情に合わせてご検討ください。

社会福祉法人〇〇会 評議員選任・解任委員会運営規則

(目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人〇〇会定款第〇条〇項(※1)に規定された、社会福祉法人〇〇会評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)における評議員の選任・解任手続等を定めたものである。

※1 「第〇条〇項」については、本細則の決議前に定款変更が行われることが前提となります。その際、厚労省事務連絡「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例(案)について」と同様の定款変更を行った場合は「第6条1項」となります。

(構成)

第2条 委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。※2

2 外部委員には、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) 本会又は関係団体(主要な取引先および重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号及び第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人(過去に使用人になった者を含む。)

※2 外部委員については、法人関係者でない、中立的な立場にある外部の方を委員とすることとなります。

(任期)

第3条 委員会委員(以下、委員という。)の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第〇条第〇項(※3)に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※3 「第〇条〇項」については、本細則の決議前に定款変更が行われることが前提となります。その際、厚労省事務連絡「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例(案)について」と同様の定款変更を行った場合は「第6条2項」となります。

(委員の解任)

第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第5条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。

3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準

については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(招集)

第6条 委員会は、理事長が招集する。

(招集通知)

第7条 理事長は、委員会の日の1週間前までに、各委員に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は、委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第9条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

(1) 理事会は、理事会で決議された様式1「次期評議員候補者推薦書」(※4)を委員会に提出する。

(2) 理事会は、「次期評議員候補者推薦書」(※4)記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(※5)

(3) 委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦書」(※4)について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

※4 この細則では評議員候補者推薦にあたり、理事会が様式1「次期評議員候補者推薦書」の作成を行い、この推薦書は委員会への説明資料、さらに委員会の審議資料としています。これは委員会の運営を適正に行うために便宜的に用意した様式となります。各法人で本様式を必要としない場合には、下記の条文を規定することにより本様式を使用しないこともできます。

第9条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

(1) 評議員候補者は、理事会が委員会に推薦する。

(2) 理事会は、委員会に、当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当該候補者と当該法人および役員等との関係、当該候補者の兼職状況、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員選任の決議を行う。

※5 定款例では「選任候補者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない」とされているため、本細則では、その説明者を「理事」とすることが望ましいと現時点では想定しています。ただし、説明者とするのできる者の範囲の幅を広くとらえる可能性も考えられます。

(評議員の解任手続)

第10条 評議員の解任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 理事長(理事長に事故あるときは業務執行理事)は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、委員長および出席した委員が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した理事の氏名
 - (4) 委員会の委員長が存するときは、委員長の氏名
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

様式 1

社会福祉法人 ○○会 次期評議員候補者推薦書

NO	氏名	生年月日	住所	現職	兼職状況	欠格事由	特殊関係者
1	○○ ○○					1 該当なし 2 該当あり	1 該当なし 2 該当あり
2	○○ ○○					1 該当なし 2 該当あり	1 該当あり 2 該当なし
3	○○ ○○					1 該当なし 2 該当あり	1 該当あり 2 該当なし
4	○○ ○○					1 該当なし 2 該当あり	1 該当あり 2 該当なし
5	○○ ○○					1 該当なし 2 該当あり	1 該当なし 2 該当あり
6	○○ ○○					1 該当なし 2 該当あり	1 該当あり 2 該当なし
7	○○ ○○					1 該当なし 2 該当あり	1 該当あり 2 該当なし